

資料 3

(各団体)歯と口腔の健康づくり関連事業に関する取組状況

令和7年1月 倉吉保健所

団体	(R6年度) 歯科保健関連の取組み	(R7年度) 新規事業
(一社) 鳥取県中部歯科 医師会	●歯と口の健康週間事業 ●鳥取県中部 市・町委託事業 等	
鳥取県中部歯科 衛生士会	●むし歯及び歯周病予防啓発活動事業 4月：よい歯の日11月、11月いい歯の日 ●フッ化物歯面塗布 6月：歯と口の健康週間フェア、10月：倉吉市民健康づくり ●県事業協力 ・デンタルプロフェッショナル派遣事業（モデル校：河北小学校） ・健康講座・教室（鳥取部品（株）） ●母子保健事業（1.6歳児、3歳児歯科健診） ●希望の家 歯科検診（7月） ●はばたけ鳥取 ねんりんピック（10月）	
鳥取県 薬剤師会中部支部	●10月薬と健康の週間 ・「子どもも大人も楽しめる薬育！お薬LABO in 倉吉」（9/29 エースバック未来中心）を開催 ・中部歯科医師会にも協力いただき口腔ケア相談、アドチェックを用いた歯周病リスクチェックのブースを設置。お薬相談も兼ねながら50名以上の参加をいただいた。 ●歯科処方応需、フッ化物洗口液指示書の対応 ●有疾患者への定期的な受診勧奨	●未定
倉吉市 公私立保育園長会	●歯科検診 ●歯みがき指導 ・対象：4歳児・5歳児	
中部学校保健会 養護教諭部会 （小学校）	●保健教育 ・養護教諭、担任によるブラッシング指導 ・歯科衛生士によるブラッシング指導 ・学校歯科医によるブラッシング指導 ・学校歯科医による全校児童を対象にした講話 ・全国小学生歯みがき大会（5年生） ・歯と口の標語（2・3年生）と絵画応募（2年生） ・倉吉保健所の「デンタルプロフェッショナル派遣事業」を受け、2年生で歯科衛生士による歯科指導と学校歯科医による講義を実施。保護者にも公開するとともに、学校歯科医への質問を募集した。 ・歯みがきカレンダー ・歯と口の健康週間の啓発（給食時間に養護教諭による歯に関する校内放送） ・歯と口の健康について保健だよりでの情報発信	●保健教育 ・引き続きデンタルプロフェッショナル派遣事業をR6～R8年度まで継続予定。 ・全国小学生歯みがき大会の参加予定
中部学校保健会 養護教諭部会 （中学校）	●保健だよりを通して、本秋のう歯や歯垢、歯肉の状態を伝えた。 ●生徒の委員会の活動で、歯と口に関する標語に応募した。	
倉吉市 小学校PTA連合会		
東伯郡 中学校PTA連合会		

団体	(R6年度) 歯科保健関連の取組み	(R7年度) 新規事業
鳥取県 重症心身障害児（者） を守る会	●団体としてはない。 ●各自が日々の口腔ケアに努めている。	●歯科的なことはない。
鳥取県 老人保健施設協会	●令和6年度報酬改定により、リハビリ・口腔・栄養の一体的取組の推進が推奨され、多職種連携で食べる楽しみを支援している。 ●適切なケアマネジメント手法の中に「誤嚥性肺炎の予防」が位置づけられ、再発防止を進めるための多職種連携が進められている。 ●介護老人保健施設に所属する歯科衛生士は増えており、先駆的に歯科衛生士を配置してきた。今年度、病院・介護老人保健施設でも歯科衛生士配置の事業所が増えた。 ●介護老人保健施設に所属する歯科衛生士が、県の研修や歯科医師会の研修等で研修会の講師として協力している。	
全国健康保険協会 鳥取支部	●広報活動の実施 ・支部発行の広報誌「健康経営通信」に、鳥取県等が実施する健康講座・教室の案内チラシを同封。 ・講座名「お口の健康講座～歯周病予防とオーラルフレイルについて～」問合せがあった場合、事業・講座の申込手順を案内（提出先：鳥取県歯科医師会、鳥取県歯科衛生士会） ●送付対象：健康づくり宣言事業所 2,296件	●特になし

(中部市町) 令和6年度 歯と口腔の健康づくり関連事業に関する取組状況

鳥取県中部総合事務所倉吉保健所 令和7年1月 市町照会

		倉吉市	三朝町	湯梨浜町	琴浦町	北栄町	倉吉保健所
乳幼児	新規事業						
	廃止事業						◆親子のよい歯のコンクール(R6年度)
	継続事業	◆歯科検診(1.6歳、3歳) ◆個別保健指導(1.6歳、3歳) ◆フッ化物歯面塗布(歯科医師会委託) ◆保育園集団歯科指導 ◆フッ化物洗口(保育所) ◆フッ化物洗口保護者説明会(保育所) ◆フッ化物洗口実施状況調査 ◆乳幼児クラブでの歯科講話 ◆離乳食講習会(1回/月)パンフレット配布	◆歯科検診(1.6歳、3歳) ◆保健指導、フッ素塗布(6か月、1.6歳、3歳) ◆ミニ講話、ブラッシング指導(1歳) ◆保育所巡回指導(春、秋) ◆離乳食講習会(4回/年) ◆デンタルフロス指導(1回/年)※年長クラスのみ実施 ◆フッ化物洗口(保育所)	◆歯科検診(1.6歳、2歳、2.6歳、3歳) ◆歯科相談(6か月、1歳、1.6歳、2歳、2.6歳、3歳) ◆フッ素塗布(半年ごと) ◆こども園歯科検診(1回/年) ◆こども園虫歯予防教室(各園2回/年) ◆デンタルフロス指導(1回/年)※年長クラスのみ実施 ◆フッ化物洗口(こども園) ◆離乳食講習会(10回/年) ◆両親学級での講座(1回/年) ◆1歳教室(4回/年)	◆歯科検診(1.6歳、3歳) ◆保健指導(6か月、1.6歳、2歳、2.6歳、3歳) ◆フッ素塗布(1.6歳、3歳) ◆園巡回指導(年2回7園) ◆離乳食講習会(6回/年) ◆フッ化物洗口(保育園・こども園)	◆歯科検診(1.6才、2才、2.6才、3才) ◆歯科指導(6か月、1才、1.6才、2才、2.6才、3才) ◆フッ素塗布(1.6才、2才、2.6才、3才) ◆こども園フッ素塗布(春):(3.4.5才) ◆こども園歯みがき指導(冬):(6か所) ◆町内こども園フッ化物洗口 ◆離乳食講習会(年6回)	
学齢期	新規事業	◆デンタルプロフェッショナル派遣事業(河北小学校)					
	廃止事業	◆デンタルプロフェッショナル派遣事業(関金小学校)					
	継続事業	◆学校歯科検診(各学校で異なる) ◆ブラッシング指導(各学校で異なる)	◆学校歯科検診(小・中学校1回/年)	◆学校歯科検診(1回/各小中学校) ◆ブラッシング指導(歯科衛生士派遣1回程度/各小中学校) ◆歯科保健に関する講演会(中学校) ◆フッ化物洗口(各小中学校) ◆保健だより等、歯と口の健康の啓発(各小中学校)	◆学校歯科検診(小中学校1回/年) ◆集団指導・ブラッシング実習(各小中学校、ブラッシング実習は各小中学校で異なる。) ◆個別指導(各中学校)	◆学校歯科検診 ◆フッ化物洗口(町内小学校2校)	◆デンタルプロフェッショナル派遣事業 ・モデル校:倉吉市立河北小学校2年生 ・むし歯予防コース ・内容:検診会等の開催(課題等の検討) 歯科保健教育等の実施(健康学習、むし歯リスク検査、歯垢染め出し、歯みがき指導等)
成人期	新規事業	◆食生活改善推進委員養成講座にてパイロット事業実施					
	廃止事業						◆歯周疾患検診促進パイロット事業 職域向け廃止
	継続事業	◆妊婦歯科検診 ◆歯周疾患検診(40.50.60)	◆妊婦歯科検診 ◆歯周疾患検診(20〜60歳までの5歳刻み) ◆成人歯科検診(1.6歳保護者)	◆妊婦歯科検診 ◆ふしめ歯科検診(20.25.30.35.40.45.50.55.60.65.70歳) ◆歯科相談(健康診査時に歯科衛生士が実施) ◆歯科衛生教育(集団検診時に集団教育)	◆妊婦・パートナー歯科検診 ◆歯周疾患検診(20.25.30.35.40.45.50.55)	◆歯周疾患検診(20.30.40.50.60.70歳) ◆歯科相談(セット検診時8回/年) ◆妊婦歯科検診	◆歯周疾患検診促進パイロット事業(市町2) ・実施市町:倉吉市(食生活改善推進員養成講座)北栄町(食生活改善推進員養成講座) ・内容:歯周病に係る健康講座(希望により咀嚼力チェック、歯みがき・フロス実習)を実施。
高齢期	新規事業						
	廃止事業			◆後期高齢者健口機能向上支援モデル事業			
	継続事業	◆歯周疾患検診(70) ◆介護予防事業 なごもう会(口腔機能向上の為に講話、体操) ◆希望地区にて介護予防教室にて講話と体操 ◆後期高齢者歯科健康診査	◆健康相談で口腔機能の向上を目的とした体操実施 ◆後期高齢者歯科健康診査	◆口腔体操、嚥下体操をサロンや各事業で紹介 ◆フレイル判定チェックリストを使用し、口腔機能低下で支援が必要と判断した方に、ミニデサービスで、口腔機能向上サービスを実施 ◆後期高齢者歯科検診の申込受付	◆歯周疾患検診(60.65.70) ◆後期高齢者歯科検診(75歳以上)	◆後期高齢者歯科検診	
推進その他普及啓発	新規事業	◆各地区にて後期高齢者歯科健康診査の広報(倉吉市版チラシ作成)					
	廃止事業	◆親子よい歯のコンクール受賞に合わせてホームページ掲載					
	継続事業	◆歯と口の健康週間、いい歯の日に併せて口の健康について市報掲載、ポスター掲示 ◆各園へ随時、歯科に関する情報提供 ◆離乳食講習会や乳幼児健診で歯科リーフレット配布 ◆歯周疾患検診啓発(市報、HP掲載) ◆歯周疾患検診未受診者に勧奨ハガキ送付 ◆健康教育、オーラルフレイル予防の啓発 ◆鳥取県すこやかシニアよい歯のコンクールポスター掲示	◆町報で口腔衛生をテーマに掲載(R4年度はララ歯科) ◆歯と口の健康週間にあわせた普及・啓発(ポスター掲示、チラシ配布)	◆「歯と口の健康週間」に合わせ、フッ化物洗口、妊婦歯科検診、ふしめ歯科検診、後期高齢者の歯科検診について町報に掲載 ◆鳥取県すこやかシニアよい歯のコンクールポスター掲示	◆町報・HPによる周知 若い世代を対象に町公式SNSによる普及啓発	◆11月頃に歯周疾患検診対象者で未受診者に受診勧奨実施 ◆歯と口の健康週間にあわせて町報に歯科の記事を掲載、ポスター掲示 ◆いきいき健康講座に歯科啓発をテーマとした内容を追加(仲歯科医院:仲歯科医師)	◆市町歯科保健担当者会(6/26,11名出席) ◆中部地域歯科保健関係者研修会(3/13,高齢者の口腔ケア) ◆中部地域歯科保健推進協議会(2/20) ◆保健所歯科保健担当者会(8/2,3/3) ◆各種歯科検診結果の集計等
課題及び今後の目標		【課題】 ◆歯周疾患検診受診率の向上 ◆若年層(20・30代)への歯周疾患検診対象拡大(早期的な介入と対策)	◆妊婦歯科検診、歯周疾患検診の受診率向上 ◆若い世代への啓発に取り組む	【課題】 ◆生活習慣(食事・歯みがき・おやつ・ジュース等)が気になる家庭→歯科相談等での指導後も改善しておらず、健診を重ねることにむし歯が増える子が数名いる。 ◆ふしめ歯科検診の受診率が低い。 【目標】 ◆乳幼児期からの健診、歯科相談、各種教室による歯科衛生教育の充実、保護者の意識向上を図り、むし歯罹患率を減少させる。 ◆広報やローカルテレビなどで啓発を続ける。集団健診や健診結果説明会、健康づくり講演会、健康教室等で案内。	【課題】 ◆3〜5歳児の歯罹患率が高い ◆歯周疾患検診の受診率が毎年約6〜8%と低いことが課題(令和5年度目標9.510%) ◆成人・高齢期にアプローチする機会が少ない。 【目標】 ◆健康教育で、口腔と全身の健康の関係性に関する知識や、定期健診の重要性について普及啓発を行う。 ◆後期高齢者歯科検診の啓発を介護予防事業等で行う。 ◆妊娠前から保護者と乳幼児への予防歯科に対する認識を高めるため、健診・相談等による啓発を行う。	目標:お口の健康について関心を高める 妊婦歯科検診受診率:50%目標 歯周疾患検診受診率:8.5%目標	◆鳥取県健康づくり文化創造プラン(第四次)(目標) ・80歳になっても20歯以上の歯を保ち(8020運動:ハチマルニイマル運動)、生涯自分の歯でおいしく食べよう。 (目指す方向性) ・歯科検診(検診)受診率向上による歯周病予防の強化と罹患者の減少 ・乳幼児期及び学齢期のむし歯の更なる減少と学齢期からの歯肉炎予防 ・乳幼児期から高齢期までの口腔機能の獲得、維持、向上(80歳で20歯以上の歯を保つ)
コロナ後、変わったこと(工夫、廃止等)		◆コロナ禍では園での集団歯科指導の希望数が減っていましたが、現在はコロナ前の状況に戻っています。 ◆歯周疾患検診受診率もコロナ前に戻つつあります。	◆保育園歯科指導がコロナ禍で講話のみとなっていたが、R5年度から染め出しも再開となった。	◆フッ化物洗口実施時に、吐き出した液がはねないようゆっくり吐き出すことを指導書に追加した。	◆コロナ禍で乳幼児健診を2段階受付とし、コロナ後も継続している。 参加人数を把握するため離乳食講習会や2.6歳の歯みがき教室を申込制とした。申込制とした事業は参加人数は以前よりも減っている。 ◆歯周疾患検診に同封する歯周病に関するチラシからコロナ関係の部分を削除	◆町内こども園、小学校のフッ化物洗口再開	◆パイロット事業の健康講座にて、短時間ではあるが、歯みがき等の実習を実施。
令和7年度新規事業(案)		◆若年層(20才・30才)への歯周疾患検診対象拡大	◆町公式SNSでの啓発	◆デンタルフロスの指導 こども園のむし歯予防教室の時間にデンタルフロスの使い方を4歳児・5歳児に指導する。	◆集団セット検診会場で歯科衛生士による相談ブースを設け、成人・高齢期世代に啓発する。	◆2歳、2.6歳教室参加者へ歯ブラシ・フロスの配布 ◆乳健・1.6健・3健で歯ブラシの配布 ◆歯科啓発として、チラシの作成	

令和7年度歯科口腔保健推進事業（案）

8020運動推進事業

健康医療局健康政策課

1 目 的

鳥取県8020運動の目標への達成に向けて、県民への普及啓発及び各ライフステージに応じた推進方策を検討し、効果的な歯科保健対策の推進を図る。

2 事業の内容

（1）8020運動推進協議会の開催

県民の生涯を通じた「健康づくり」を総合的、体系的に実施するために、県内の歯科保健に携わる関係団体等により、歯科保健推進施策を協議検討する。

- ・実施主体：県
- ・開催回数：年1回程度（R6:10/24）
- ・協議内容：①実施状況報告 ②次年度事業（案）

（2）8020運動推進協議会専門委員会の開催

専門的事項を協議するため歯科医師、学識経験者等で構成する専門委員会において専門的見地から今後の歯科保健施策等の検討をする。

- ・実施主体：県
- ・開催回数：必要に応じて

※協議会 R6年度 2/20

R7年度(案) 2月頃 開催予定

※研修会 R6年度 3/13 高齢者の口腔ケア

R7年度(案) 妊娠時の口腔ケア

(R3年度コロナ禍で中止のテーマ)

（3）地域歯科保健推進協議会の開催

各地域の実情に即した歯科保健の推進、地域歯科保健関係者の人材育成等に必要な事項を協議検討する。

- ・圏域ごと(中・西部)に協議会の開催（2回/年×2保健所）
実施主体：倉吉保健所・米子保健所
- ・地域歯科保健活動を実践する指導者研修会の開催（1回/年×2保健所）
実施主体：倉吉保健所・米子保健所 * 東部圏域は、鳥取市保健所において実施

（4）口腔衛生関係者研修会の開催

県内の母子歯科保健指導者等（助産師、保育士、養護教諭、保健師、市町村関係者、歯科医師、歯科衛生士）の資質向上のため研修会を開催

- ・開催回数：年1回（R6.8/29, 小児の口腔機能発達不全症について, 東北大 斎藤教授）
- ・主 催：県、（一社）鳥取県歯科医師会

（5）8020運動普及啓発事業の実施

- ・歯と口の健康週間(6/4～6/10)の普及啓発イベント（R6.6/9, 来場者 570名）
無料歯科相談コーナーを開設（委託先：一般社団法人鳥取県歯科医師会）
- ・すこやかシニアよい歯のコンクール（H3年開始、地区審査、県審査、知事表彰）

【終了】令和6年歯科疾患実態調査(国)

- ・R6 拡大調査を県内10地区で実施。（国民健康・栄養調査と同規模、合同実施）
- ・鳥取市(3地区)、八頭町(1)、倉吉市(1)、琴浦町(1)、米子市(2)、境港市(1)、日野町(1)
- ・次回調査は、令和10年度に予定(4年毎)

※令和6年度鳥取県8020運動推進協議会資料より引用（R6年10月24日開催）

歯科口腔保健推進事業（案）

（鳥取県歯と口腔の健康づくり推進事業）

令和7年度 デンタルプロフェッショナル派遣事業実施要領（案）

健康医療局健康政策課

1 目 的

「鳥取県歯と口腔の健康づくり推進条例」の趣旨により、幼児期から学齢期にかけての乳歯の萌出、永久歯の形成・萌出、顎の発育、むし歯、歯肉炎予防等、生涯の歯と口腔の健康づくりを推進していくために学校を対象に歯科保健指導等を行う。

また、学校における歯科保健対策の課題等を検討する体制づくりの強化推進を図る。

2 事業内容

①むし歯予防コース：県内小学校2校程度×3回程度／年×3圏域

活動報告会1回×3圏域

②歯肉炎予防コース：県内小学校又は中学校1校程度×3回程度／年×3圏域

（1）対象者

①むし歯予防コース：県内小学校低学年、保護者、学校歯科保健関係者等

②歯肉炎予防コース：県内小学校高学年又は中学校生徒、保護者、学校歯科保健関係者等

（2）実施内容

○モデル校の選定

○モデル校関係者による検討会等の開催（歯科健診結果の分析、課題等の検討）

○児童・生徒等を対象に歯科保健教育等の実施

（むし歯リスク検査、歯垢染め出し、歯磨き指導、歯科健康教育等）

○活動報告会の開催（実施モデル校等における活動報告の実施）

※R6年度

○モデル校 倉吉市立河北小学校（2年生）＊むし歯予防コース1年目

○取り組み内容

・モデル校関係者による検討会の開催（歯科健診結果の分析、課題等の検討）（8/28、3/27）

・児童等を対象に歯科保健教育等の実施（健康学習、歯垢染め出し、歯みがき指導 等）

（9/26、2/6）、その他、長期休業中に家庭で歯みがき名人カレンダー、歯垢染色の実施

※R7年度 モデル校で継続実施（2年目）

（3）その他

○学校歯科医との連携協力を得て実施するものとする。

○実施機関は管内の実情に合わせて実施するものとする。

（4）報告

鳥取市保健所、倉吉保健所及び米子保健所は、事業終了時に実施状況を健康政策課に報告

3 実施主体 鳥取市保健所、倉吉保健所、米子保健所

（参考）

■学齢期の目標値 歯と口腔の健康づくりととりプラン（第2次、R6～R11）、

指標	R3 現状値	R11 目標値
①12歳児でむし歯のない者の割合（中学1年生）	64.3%	90%以上
②歯周病を有する者の割合（中学生）	4.8%	1%以下
③ 〃（高校生）	3.1%	3%以下

①県教育委員会調べ ②③学校保健統計調査

歯科口腔保健推進事業（案）
令和7年度鳥取県歯と口腔の健康づくり推進事業実施要領
地域における歯周疾患検診促進パイロット事業

健康医療局健康政策課

1 事業目的

「鳥取県歯と口腔の健康づくり推進条例」に基づき、総合的な歯科保健対策を推進することで、むし歯や歯周病等歯科疾患有病率の一層の低下を図り、県民の生涯にわたる健康の保持増進に寄与することを目的とする。

2 事業内容

（1）パイロット事業

40歳以上の県民8割が罹患している歯周病罹患率の減少のため、住民健診等に併せて、歯周病スクリーニングや歯科保健指導を実施し、歯周病の一次予防を促進する。

①パイロット市町村の選定

- ・市町村（健診、各種教室、食生活改善推進員養成講座等）
（地域：2市町村×2圏域×2回）

※R6年度 倉吉市、北栄町

- ・歯周病に係る健康講座（希望により咀嚼力チェック、ミニ歯みがき・デンタルフロス実習）を実施。＊職域向けはR5年度で廃止（健康経営マイレージ事業として一次予防を推進）

※R7年度 2市町実施予定

②生活歯援プログラムの実施（事前・事後）

歯みがき、フロス・歯間ブラシの使用、間食回数、よく噛む習慣、歯科受診状況等の20項目から歯周病リスク判定を行い、生活習慣改善の歯科保健指導、受診勧奨を実施。また、希望に応じて歯科検診、歯周病だ液検査を実施

③歯科保健行動変容の把握、効果分析

②のプログラムを事前と事後の2回実施し、歯周病予防のための行動変容について検証する。

④報告

鳥取市保健所、倉吉保健所及び米子保健所は、事業終了時に実施状況を別紙様式にとりまとめ健康政策課長に報告する。

⑤実施主体

鳥取市保健所、倉吉保健所、米子保健所

（2）成人歯科健診プログラム・保健指導研修会

成人歯科保健事業と特定健診・特定保健指導事業との連携を図り、歯科保健指導プログラムを習得し、歯科疾患等の一次予防を推進するために必要な人材の育成を図る。

①対象者

保険者及び地域・職域保健関係者等（保健師、看護師、管理栄養士等）

②内 容

講演（成人歯科保健指導、歯科からのメタボ対策、歯科と全身疾患との関連、生活歯援プログラムの活用方法等）

③実施回数：年/1回

④主催：鳥取県福祉保健部健康医療局健康政策課